

生活保護制度の見直し及び生活保護基準の検証に際しては、国民生活の現状や制度の問題点を多角度から検証し、真のセーフティネットの確立に向けた改革となるよう適正に行うことを求める意見書

厚生労働省は、現在生活保護制度の見直しを行っている。

厚生労働省社会・援護局のHPによれば、

- I 検討事項。①生活保護受給者の就労・自立支援 ②医療扶助や生活扶助の適正化 ③保護費の適正支給の確保 ④第2のセーフティネットと生活保護の関係など。
- II 基準の検証。5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、現在の生活扶助基準額が一般の低所得世帯の消費実態と適切に均衡が図られているかなど、専門的かつ客観的に評価・検証を行う。
- III 議論の過程。社会保障審議会生活保護基準部会での議論や、都道府県・市町村首長との協議（ハイレベル会合）、政権党生活保護ワーキングチームでの議論を経て、24年度後半を目途に取りまとめる、とのことだ。

そもそも生活保護受給者の半数以上が65歳以上の高齢者であることは、日本の基礎年金額が蓄えもなく住居を持たない場合、生活するに足る支給額でない点が問題であることは周知の事実である。また、都市部では公営住宅は全世帯数の約1割に抑えられてきた経緯があり、職を失えば住居も失うことになり、一挙に貧困に転落する「滑り台社会」という言葉も現在の日本を象徴する言葉となってきた。そのような中、経済状況の悪化、終身雇用制度の崩壊、雇用・就労形態の変化などで稼働年齢層の受給増やDV離婚による母子家庭の受給増、離婚による精神的ダメージにより一時的に生活保護に頼らざるを得ないケースも多くなっている。また、家族や学校で生きにくい若者たちが自立しづらいまま、生活保護を受給するようになるケースもある。

日本の社会変化の中で生活保護中心のセーフティネットからさまざまな支援と連携した新しい制度が求められているといえる。自治体の支援の現場からも、さまざまなケースに対応するために生活保護制度のより使いやすい制度への転換を求める声も多い。

よって狛江市議会は政府等に対し、このたび政府が進める生活保護制度の見直し及び基準の検証に際しては、下記の点に留意して行うことを強く求めるものである。

## 記

- 1 介護保険や医療保険税を天引きされた後の国民年金の支給額で暮らすには相当節約して暮らしていかなければならない額であることを考えれば、既に相当な貧困状態といえ、生活保護受給者だからそれ以下の暮らしをしろという差別をなくす。
- 2 稼働年齢層の再就労や就労に向けた支援をするに際し、住宅扶助だけを受けられるような制度変更を検討すること。
- 3 年金生活者には住宅扶助だけを利用できるような制度変更を検討すること。
- 4 精神疾患やコミュニケーション不全が自立を阻んでいるケースが多い。医療扶助にはカウンセリング費用などの医療支援も検討すること。
- 5 経済的な自立の前に生活の自立を目指すための支援として、「支援者がいる生活寮」を各自治体に設置できるよう補助制度の検討をすること。
- 6 家族や親族の扶養義務を強化する制度変更は慎重に検討すること。
- 7 生活保護受給者のバッシングには冷静に対応し、むしろ受給者がそういったバッシングに傷ついている側面も認識して対応すること。
- 8 家族関係(家族依存)からの自立のために若年者の受給を専門ケースワーカーのアドバイスをつけながら積極的容認し、同時に専門のケースワーカーの育成を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年(2012年)6月15日

東京都狛江市議会

平成24年6月15日 原案可決

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 衆議院議長  
参議院議長